

和歌山県農業農村振興委員会
日本型直接支払推進部会
(中山間地域等直接支払制度)

令和7年度の実施状況及び令和8年度
の取組について

令和8年 3月18日

和歌山県 農林水産部 里地里山振興室

本日の構成

1. 多面的機能と日本型直接支払制度の概要
2. 中山間地域等直接支払制度の概要
3. 令和7年度の実施状況
4. 令和7年度の実施状況
5. 令和8年度の実施状況

1. 多面的機能と日本型直接支払制度の概要

1. 多面的機能と日本型直接支払制度の概要

農業の有する多面的機能とは



1. 日本型直接支払制度の概要

【背景】

- 農村地域の高齢化、人口減少により地域の共同活動によって支えられている多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮に支障
- 農地集積が進む中で、水路・農道等の管理に係る負担が担い手に集中



農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号） 制定

（基本理念） 第二条

- 農業の有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料その他の農産物の供給の機能と一体のものとして生ずる極めて重要な機能である。
- 多面的機能の発揮の促進に当たってはその発揮に不可欠であり、かつ、地域における貴重な資源である農用地の保全を長年にわたって営まれたように、今後も地域の共同活動とし実施されるよう推進が図られなければならない。

⇒ 日本型直接支払の取組が法律に位置付けられる

1. 日本型直接支払制度の概要

◆ 多面的機能支払

：地域の共同活動を支援

◆ 中山間地域等直接支払

：農業生産条件の不利を補正

◆ 環境保全型農業直接支払

：自然環境保全に資する農業生産活動の追加的コストを支援

多面的機能支払 48,702 (48,652) 百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等



中山間地域等直接支払 26,100 (26,100) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,650 (2,450) 百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

2. 中山間地域等直接支払制度の概要

事業概要

○概要

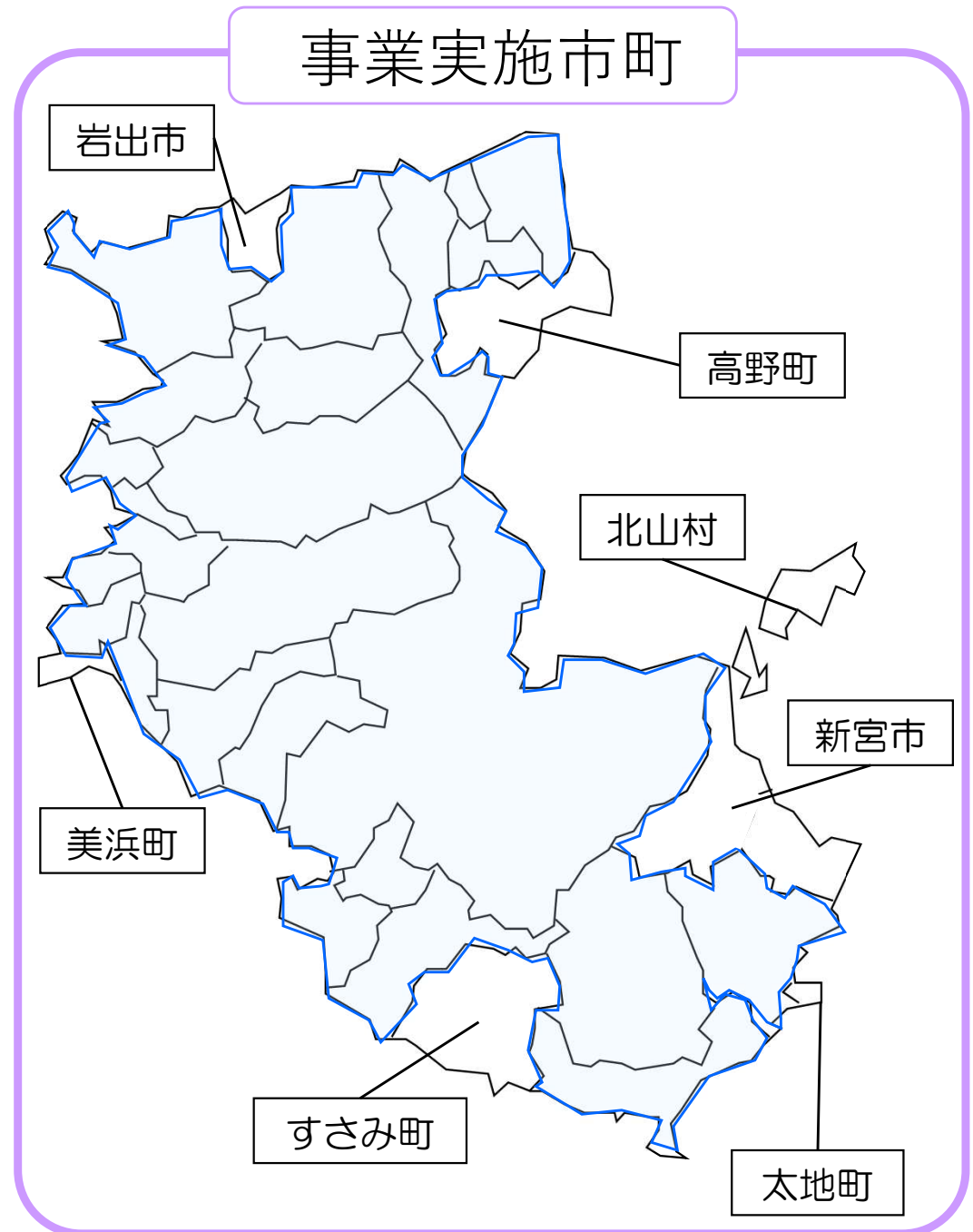
農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み

○第1期対策	平成12年度～平成16年度
○第2期対策	平成17年度～平成21年度
○第3期対策	平成22年度～平成26年度
○第4期対策	平成27年度～平成31年度
○第5期対策	令和2年度～令和6年度
○第6期対策	令和7年度～令和11年度

事業実施市町

- ・ 制度対象市町村数 ⇒ **28**
(農振地域のない太地町
及び北山村を除く)
- ・ 取組市町村数 ⇒ **23**
(協定締結されていない、
岩出市、高野町、美浜町、
新宮市、すさみ町を除く)

取組市町村数は
昨年度から変更無し

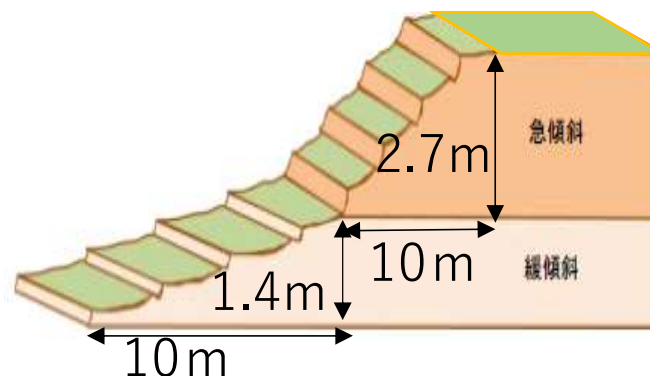
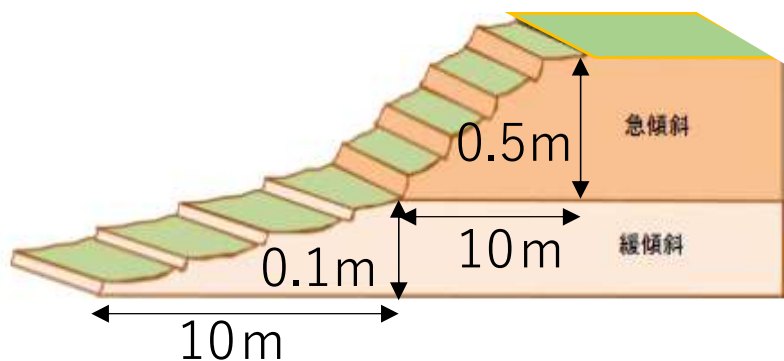


対象農用地の基準

水田



畑（樹園地）



急傾斜	1/20以上	15° 以上
緩傾斜	1/100以上	8° 以上

対象単価（10aあたり）

地目	区分	基礎単価 8割	体制整備単価 10割
田	急傾斜	16,800円	21,000円
	緩傾斜	6,400円	8,000円
畑	急傾斜	9,200円	11,500円
	緩傾斜	2,800円	3,500円
草地	急傾斜	8,400円	10,500円
	緩傾斜	2,400円	3,000円
	草地比率の高い草地	1,200円	1,500円
採草放牧地	急傾斜	800円	1,000円
	緩傾斜	240円	300円

基礎単価 = 8割単価

体制整備単価 = 10割単価

【ネットワーク化活動計画の策定】

交付単価要件（活動内容）

①農業生産活動を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

- ・ 農業生産活動等
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護



耕作放棄地の
発生防止活動



水路の管理
（草刈り）活動



周辺林地の管理
（草刈り）活動

交付単価要件（活動内容）

①農業生産活動等を継続するための活動 基礎単価（交付単価の8割を交付）

- 農業生産活動等（必須）
例：耕作放棄の発生防止活動、
水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- 多面的機能を増進する活動（選択的必須）
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、
魚類等の保護

②体制整備のための前向きな活動 体制整備単価（①+②の活動により交付単価の10割を交付）

- ①の活動に加え、対策期間内にネットワーク化活動計画を作成（対策期間内に計画を作成することを協定書に位置付けた年度から体制整備単価を適用）

- ・ ネットワーク化活動計画とは、複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画。
- ・ 地域計画や集落戦略における農地利用の将来像を踏まえながら、集落協定において毎年度話し合いを重ねて作成する。
- ・ 作成後も毎年度の話し合いにより計画の実現に向けたフォローアップを行う。



【地域計画の目標地図や集落戦略を見ながらの話し合い】



【作成に向けて打合せ】

《ネットワーク化活動計画》（①～③の取組のうち1つ以上を位置づけること）

①ネットワーク化

対象協定

- 以下のいずれか
- ・ 新たにネットワーク化を行う集落協定
※ネットワークの合計面積が10ha以上であること
※同じ地域計画区域内の集落協定でネットワーク化を行うことを基本とする
 - ・ すでに協定面積が10ha以上のネットワークを形成しており、活動の維持、向上を図ろうとする集落協定
※計画作成時点でネットワークの合計面積が10ha以上であること

計画の項目

- ・ 参加する協定
- ・ 解決しようとする課題
- ・ 活動事項
- ・ 連携方法
- ・ 工程
- ・ 統合の予定

②統合

対象協定

- 以下のいずれか
- ・ 新たに統合を行う集落協定
※統合後の面積が10ha以上となること
※同じ地域計画区域内の集落協定で統合を行うことを基本とする
 - ・ すでに協定面積が10ha以上であり、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定
※計画作成時点で協定面積が10ha以上であること

計画の項目

- （新たに統合を行う場合）
- ・ 参加する協定
 - ・ 解決しようとする課題
 - ・ 活動事項
 - ・ 工程
- （体制の維持、向上を図ろうとする協定）
- ・ 役員継承の計画
 - ・ 活動事項

③多様な組織等の参画

対象協定

- ・ 1組織以上の農業者団体以外の組織※1又は構成員の10%以上の非農業者※2が活動に参画する※3集落協定
※計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が参画していること
- ※1農業者団体：農業法人（農地所有資格法人、特定農業法人等）、農業生産組織（機械・施設共同利用組織、農作業受託組織、栽培組織等）等
農業者団体以外の組織：自治会、企業、NPO法人、学校、土地改良区、多面的機能支払活動組織等（組織としての活動が行われている体制が作られていれば、任意団体でも差し支えない）
- ※2農業者：農作業を行い、農業収入を得ている人（作業受託、農業法人の従業員を含む）または得る権利をもっている人（自給的農家を含む）
非農業者：農業者に該当しない人（土地持ち非農家、農作業をおこなっていないが、共同取組活動に参加する人、農業ボランティア）
- ※3協定の構成員となるか、別途の協定等を結ぶこと
（連携関係があることが証明できるような書類等（協定書や覚書、参加者名簿など）が必要）

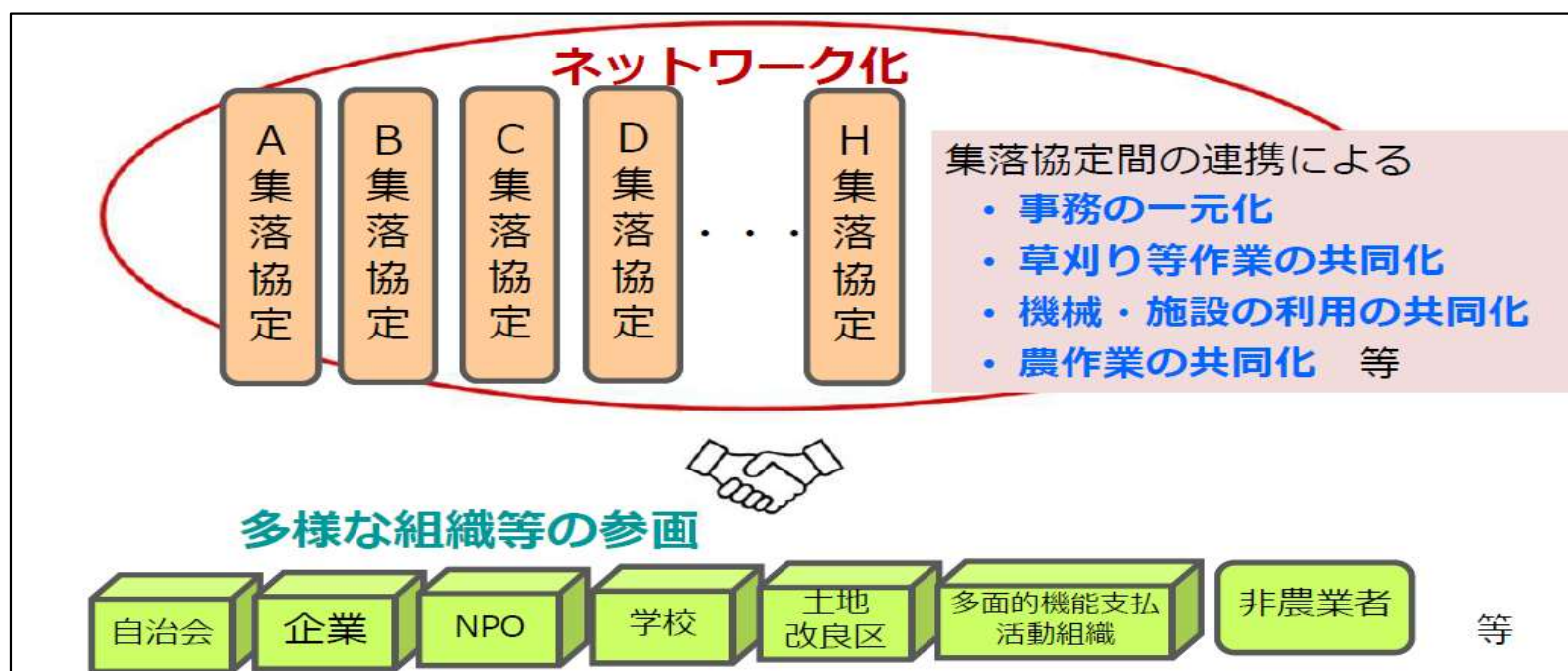
計画の項目

- ・ 参画する組織と非農業者
- ・ 解決しようとする課題
- ・ 活動事項

2. 体制整備単価

体制整備単価の要件

- ①統合またはネットワーク化の面積が10ha以上あること
- ②すでに協定面積が10ha以上（ネットワーク化含む）あり、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定
- ③1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参加する集落協定



第 6 期対策加算措置

- ①棚田地域振興活動加算（継続）
- ②超急傾斜農地保全管理加算（継続）
- ③ネットワーク化加算（新設）
- ④スマート農業加算（新設）
- ⑤集落機能強化加算（経過措置）

※集落機能強化加算（経過措置）は、第5期対策で集落機能強化加算に取り組んでいる集落協定のみ継続して取り組むことが可能

棚田地域振興活動加算

- 主 旨：認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、
棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算
- 対 象：棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画
の協定農用地のうち田1/20以上、畑15%以上
- 取 組：棚田等の保全、多面的機能の維持発揮、棚田地域の
振興
- 目標設定：①棚田等の保全に関する目標
②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・
発揮に関する目標
③棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標

棚田地域振興活動加算は、「認定棚田地域振興活動計画」の目標と整合が図られるものであり、第三者機関による意見聴取を行う必要がある。

※中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用 第8-2-(2)

超急傾斜農地保全管理加算

主 旨 : 超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

対 象 : 田で1/10以上、畑で20°以上

取 組 : 超急傾斜農地の保全（石積み等法面の補修等）
農産物の販売促進等（ブランド化等）

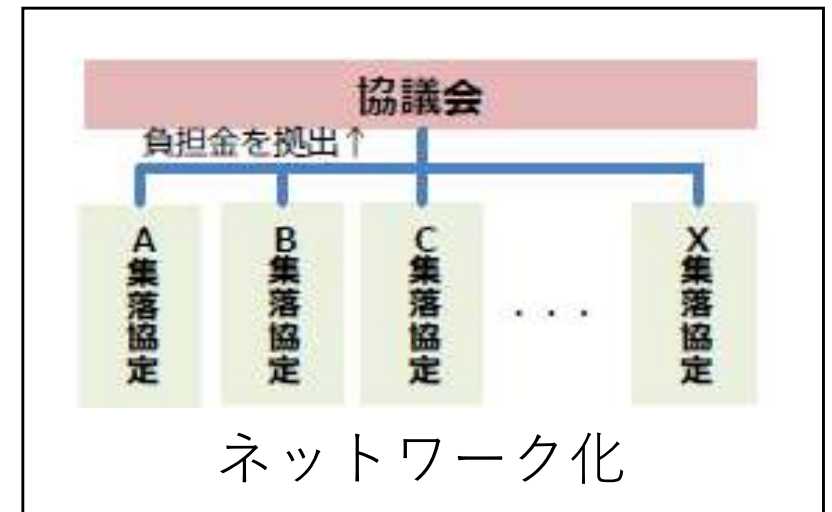
目標設定：①超急傾斜農地の保全

②超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等



ネットワーク化加算

複数の集落協定間でのネットワーク化や統合を行ったうえで、主導的な役割を担う人材の確保や農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算



出典：農林水産省資料から引用

対象協定：体制整備単価の集落協定

対象農地：20ha以上のネットワーク化（協議会等設置する場合に限る）又は20ha以上の統合を行った協定

目標例：加工品の開発、販売を行い、販売額を○円から△円に増加させる
ネットワーク化した協定の○％で機械利用の共同化を行う。

スマート農業加算

対象協定 : 体制整備単価の集落協定

対象農地 : 集落協定農用地

対象活動 : リモコン式自動草刈機による除草
ドローンによる播種・防除・農薬散布

目標設定例 : リモコン式草刈機を導入し、除草作業時間を○時間/日だけ減少させる。
ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、農薬散布に要する時間を○割削減させる。



リモコン式草刈機



ドローン

集落機能強化加算（経過措置）

対象協定　：体制整備単価の集落協定

対象農地　：第5期対策（R2～R6）に集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定のうち、1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の農用地

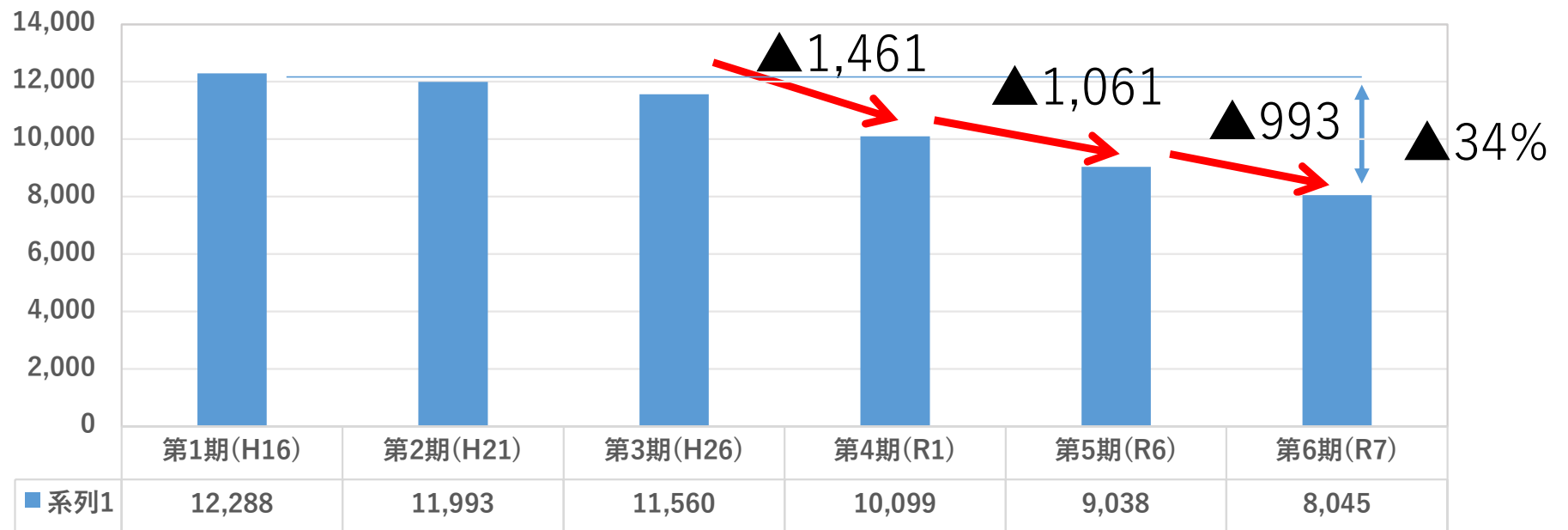
対象活動　：新たな人材の確保
集落機能を強化する取組

目標設定例：NPOとの連携体制を構築し、高齢者見回りサービスを開始するとともに、NPO法人の共同取組活動への参加体制を構築する

3. 令和7年度 実施状況

令和 7 年度の実施状況（協定面積の推移）

協定面積の推移



令和7年度の実施状況（令和6年度との比較）

【県全体】		R6	R7	増減	備考
協 定 数	全体	560	500	－60	
	基礎単価（8割）	265	321	＋56	
	体制整備単価（10割）	295	179	－116	
交付面積（ha）		9,038	8,045	－993	
交付額（百万）		1,179	1,049	－130	

交付面積・交付額の減少要因

- ・高齡化の進行による協定参加者の減少
- ・役員不足による集落協定廃止
- ・所得超過者数の増加に伴い、交付対象農用地が減少（海南市、橋本市、有田川町、みなべ町）

令和 7 年度の実施状況（市町別一覧）

実 施 市 町	協定数			交付金交付面積(m ²)			交付金額（円）
		基礎 単価	体制整 備単価		(内数) 田	(内数) 畑	
和歌山市	5	5	0	283,101	0	283,101	2,604,527
海南市	32	2	30	8,594,563	45,481	8,549,082	110,549,156
紀美野町	27	26	1	2,206,624	380,505	1,826,119	20,584,013
紀の川市	38	31	7	3,716,972	126,180	3,590,792	50,387,353
橋本市	76	36	40	3,219,436	1,633,200	1,586,236	51,006,242
かつらぎ町	53	27	26	3,159,018	409,273	2,749,745	38,704,965
九度山町	11	11	0	1,453,358	0	1,453,358	13,370,890
有田市	22	22	0	5,274,422	0	5,274,422	48,524,672
湯浅町	5	0	5	3,805,556	23,094	3,782,462	61,107,340
広川町	13	12	1	1,753,827	26,657	1,727,170	16,903,439
有田川町	59	32	27	10,735,040	910,307	9,824,733	146,257,266
御坊市	1	1	0	43,708	31,889	11,819	644,469
日高町	13	0	13	422,341	422,025	316	7,092,920
由良町	11	0	11	1,592,317	468,245	1,124,072	19,839,007
印南町	15	9	6	880,263	490,494	389,769	10,317,204
みなべ町	23	21	2	9,559,833	329,750	9,230,083	110,131,732
日高川町	50	45	5	2,345,675	1,074,813	1,270,862	27,110,603
田辺市	26	10	16	18,569,409	533,614	18,035,795	278,244,919
白浜町	4	4	0	785,015	0	785,015	7,222,136
上富田町	11	11	0	1,302,988	44,258	1,258,730	12,323,844
那智勝浦町	2	0	2	518,628	408,123	110,505	13,978,921
古座川町	2	2	0	95,844	67,439	28,405	1,212,508
串本町	1	1	0	135,824	0	135,824	1,249,580
総 計	500	321	179	80,453,762	7,425,347	73,028,415	1,049,367,706

令和7年度の実施状況（加算措置）

加算の名称	取組の概要	取組協 定数	取組面積 (ha)	取組金額 (円)
棚田地域振興活動加算	認定棚田地域振興活動計画に基づき、棚田地域の振興を図る取組	9	95	10,869,090
超急傾斜農地保全管理加算	超急傾斜農地の保全等の取組	77	2,048	122,578,740
ネットワーク化加算（新設）	主導的な役割を担う人材の確保や農業生産活動等の継続のための活動を行う	3	51	2,312,305
スマート農業加算（新設）	スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組	16	630	17,426,410
集落機能強化加算（経過措置）	新たな人材の確保に関する取組又は集落機能強化する取組	2	319	4,000,000

4. 令和7年度の取組

ネットワーク化活動計画・加算措置の啓発

啓発内容

○ネットワーク化活動計画

目的：集落協定が継続する体制づくり

内容：担当者会議の開催・市町への啓発

○スマート農業加算

目的：共同取組活動の省力化

内容：スマート農業技術に関する展示・実演会の実施

○ネットワーク化活動計画の啓発

体制整備単価の要件

①統合またはネットワーク化の面積が10ha以上あること

②すでに協定面積が10ha以上（ネットワーク化含む）あり、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定

新たに①役員の承継計画、②体制の維持・向上に向けた取組について話し合うことで体制整備単価を受けることが可能。

③1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定



体制整備単価に取り組みやすい10ha以上の集落協定（県内90集落）を重点的に推進するよう市町に啓発

○スマート農業加算の啓発

スマート農業技術に関する展示・実演会



実演内容：散布用ドローン、センサー式自動捕獲システム
ラジコン草刈機、鳥獣害対策ドローン 等

開催日：令和8年1月16日

開催地：和歌山県果樹試験場

主催：近畿農政局

和歌山県（研究推進課、経営支援課、当室）

5. 令和8年度の取組

令和8年度の推進啓発

【第6期対策の課題（国）】

- 集落協定の構成員の高齢化が進み共同活動の体制が脆弱化。
- 廃止の主な理由は高齢化等による人材不足によるもの。
- 協定廃止となれば農地の荒廃化が進行するおそれがあるため、将来に向けて共同活動が継続できる体制づくりが必要。

出典：農林水産省資料から引用

【当県の現状】

- 対策期間ごとに協定農用地が大幅に減少（約10%減）。
- 第5期対策から第6期対策にかけて60集落協定が廃止。
- 体制整備単価の取組数が116減少。



**第6期対策期間中に体制整備単価等の推進を図ることで
集落協定の廃止を抑制する必要がある**

令和8年度の推進啓発

①共同活動継続のための支援

【主旨】

市町担当職員と協力してネットワーク化活動計画の策定について集落協定に働きかけ、集落運営体制の維持を図る

【目的】

- ①集落ごとの運営安定化により協定の廃止を抑制
- ②多様な人材の参画による活動継続性の向上

体制の維持・向上に向けた取組

こんな活動をすれば10割単価を受け取れます（集落協定）

ネットワーク化活動計画は令和11年度までに作成すると、協定書に明記した年度から10割の交付を受けられます。

体制整備単価（10割単価）について

基礎単価8割 + 体制整備単価の2割分 = 体制整備単価10割

①農業生産活動等を継続するための活動 + ②体制整備のための前向きな活動（ネットワーク化活動計画の作成）

①+②の活動により単価の10割を交付

ネットワーク化活動計画を作ろう！

計画作成時点で既に10ha以上の集落協定です。体制整備単価に取り組みたいのですが、ネットワーク化活動計画で何を決めればよいですか。

A集落協定

ネットワーク化活動計画の書き方を説明します。まずは、計画の概要です。

概要編の記入事項は以下の3点です。

- 1-1 集落協定名
- 1-2 作成した日付
- 1-3 統合の欄に「○」

次のページの具体的な取組編では、3-2 協定面積、3-6 役割の継承計画、3-7 体制の維持・向上に向けた取り組みの記入が必要となります。

新たに話し合うのは3-6、3-7のみで体制整備単価を受けることができます。

ネットワーク活動計画の書き方～計画の概要編～

【記載例】

ネットワーク化活動計画の本様式は令和7年3月時点の未定稿です。ネットワーク化活動計画を作成する際は、最新様式を農林水産省のHP又は市町村から入手してください。

1. 体制整備の基本方針

- 1-1. 集落協定名
- 1-2. ネットワーク化活動計画作成時期

1-3. 体制整備のために行うとする取組

【注1】 本計画を作成したときは、標準なく協定農用地の所有する市町村に提出すること。

【注2】 2-2のネットワークに参加する集落協定、3-2の統合に参加する集落協定、3-6の役割の継承計画、4-1の協定活動に参加する多様な組織等に必要になった場合や、計画内容の大幅な変更が必要になった場合は本計画の変更を行い市町村に提出すること。

1-3. 体制整備のために行うとする取組

項目	取組	対象協定	新設項目
①ネットワーク化	新たにネットワーク化を行い10ha以上のネットワークを形成する集落協定	2-1～2-7	2-1～2-7
②統合	新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	3-1～3-5	3-1～3-5
③多様な組織の参画	新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定	3-6、3-7	3-6、3-7
④多様な組織の参画	新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	4-1～4-3	4-1～4-3

1つ以上「○」を記入して下さい。

A集落協定の場合は、「統合」に該当するので、「統合」に○をお願いします。

出典：農林水産省資料から引用

多様な人材の参画

中山間地域等直接支払制度 資料3-2

ネットワーク化活動計画で身近な組織が参画する活動に取り組んでみませんか？（交付単価が8割から10割へ）

ネットワーク化活動計画を作成したいけど、他の協定との連携が難しい・・・

連携できる協定がなければ、「多様な組織等の参画」から始めてみませんか？

具体的にどんな組織とどういった連携をすればいいのかな・・・

自治会や多面的機能支払活動組織、学校などの身近な1組織と一緒に草刈りや水路の掃除を行うといった内容でも大丈夫です。また、農家以外の方が活動に参加することもOKです。

すぐに連携できなくても、令和11年度までに連携し、ネットワーク化活動計画を作成できれば大丈夫です。

「多様な組織等の参画」とは、

- ① 1組織以上の農業者団体以外の組織
- 又は
- ② 構成員の10%以上の非農業者が活動に参画（※）することをいいます。

※次のどちらかに該当する必要があります。

- ・ 協定の構成員になる。
- ・ 覚書や参加者名簿などから活動の連携関係が確認できる。

自治会
多面支払活動組織
土地改良区
非農業者
etc.

詳しくは裏面をご覧ください。

出典：農林水産省資料から引用

令和8年度の推進啓発

②農地保全省力化の支援

【主旨】

スマート農業技術に関する展示・実演会等の開催等により作業の省力化・効率化を推進し、営農負担を軽減する

【目的】

- ①導入に対する心理的・技術的ハードルの低減
- ②省力化による営農の継続性向上



ラジコン式草刈機



鳥獣害対策ドローン

令和8年度の推進啓発

③農業生産継続のための支援

【主旨】

現場で必要とされる技術的支援（獣害柵点検、設置等）を提供し、営農継続性の向上を図る

【目的】

獣害による被害の抑制と営農の継続性の向上



令和8年度の推進啓発

①共同活動継続のための支援

期待される効果：役員確保等による活動継続性の向上

②農地保全省力化の支援

期待される効果：省力化による営農の継続性向上

③農業生産継続のための支援

期待される効果：獣害による被害の抑制と営農の継続性の向上



集落協定の廃止を抑制し、多面的機能の持続的な発揮に